

認定更新申請書

令和(n+5)年7月19日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地) 埼玉県越谷市1-2-3

※記載例は3月期決算法人です。

【実績判定期間】

(第1期) 令和n年4月1日～令和(n+1)年3月31日
(第2期) 令和(n+1)年4月1日～令和(n+2)年3月31日
(第3期) 令和(n+2)年4月1日～令和(n+3)年3月31日
(第4期) 令和(n+3)年4月1日～令和(n+4)年3月31日
(第5期) 令和(n+4)年4月1日～令和(n+5)年3月31日

営利活動法人の名称) 特定非営利活動法人ともたま会

代表者氏名 埼玉 一郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

ファクシミリ番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

代理人氏名 〇〇 〇〇

特定非営利活動促進法第51条第2項の規定により、認定の有効期間の更新を受けたいので、申請します。

記

- 1 認定の有効期間 令和n年12月1日～令和(n+5)年11月30日
- 2 認定の有効期間の満了日の6月前の日 令和(n+5)年5月30日
- 3 認定の有効期間の満了日の3月前の日 令和(n+5)年8月30日
- 4 事業年度 4月1日～3月31日
- 5 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準（いずれかにレ点）
 - ☐ 相対値基準（原則）
 - ☐ 相対値基準（小規模法人）
 - ☒ 絶対値基準
 - ☐ 条例個別指定法人
- 6 現に行っている事業の概要
 - 障がい福祉サービス事業
 - 子どもの教育環境改善事業
 - 地域のふれあい活動促進事業
- 7 その他の事務所の所在地、電話番号並びに責任者の役職及び氏名
 - 埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地
 - 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 - 理事 〇〇 〇〇

適用するパブリックサポートテストを選択する。

定款に記載されている特定非営利活動、その他の事業の活動のすべてを記載する。

その他の事務所がある場合、所在地・電話番号・責任者の役職及び氏名について記載する。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 認定の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をすること。この更新期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間に更新の申請をすることができない場合は除く。）は、改めて認定の申請を行うこと。
- 3 1には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入すること。
- 4 7の「責任者」とは、その事務所を統括する者をいう。
- 5 この申請書には、次の書類を添付すること。

様式第 18 号（第 15 条関係）

- （１） 法第45条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（法第44条第 2 項第 1 号に掲げる書類を除く。）（法第51条第 5 項）
- （２） 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第51条第 5 項）
- （３） 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第51条第 5 項）

チェック表もご提出ください。

該当する欄に
チェックする。

認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 請 書 ・ 添 付 書 類		チェック
認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書		✓
1 寄附者名簿（注1）		✓
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	✓
	ハ 条例個別指定基準	
	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）	
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	✓
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	✓（注）3
	役員 の 状 況（第3表付表1）	✓
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	✓
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	✓
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	（注）2 ✓
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	✓
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	✓
基 準 六 号 基 準 八	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	✓（注）3
欠格事由チェック表		✓
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		✓

（注意事項）

- 1 寄附者名簿については、現地確認の際に領収書等と突合を行うこととしていますが、あらかじめ認定基準の対象となる寄附者の確認等を行うため、認定更新申請書の提出時に、年度ごとに作成した寄附者名簿を電子データで提出してください。
- 2 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、省略することができます（法51⑤ただし書）。なお、認定基準等チェック表の添付を省略する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。
- 3 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄の記載は必要ありません。

認定更新申請時に省略可能な事項について

書類名	更新申請時の対応案	役員報酬規程
第3表	申請時の欄のみ記載して提出	あり
第3表付表1	申請時の欄のみ記載して提出	あり
第3表付表2	直前の役員報酬規程から変更がなければ省略可	あり
第4表	【初葉】申請時の欄のみ記載して提出 【次葉】 <u>省略不可</u>	【初葉】あり 【次葉】なし
第4表付表1	<u>省略不可</u> （現年度の申請日までの数値を入力）	あり
第4表付表2	<u>省略不可</u> （現年度の申請日までの数値を入力）	あり
第5表	省略可	あり
第6表	記載不要	なし
第7表	申請時の欄のみ記載して提出	あり
第8表	記載不要	なし（認定基準）

（参考）特定非営利活動促進法

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

2～4 略

5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人ともたま会	実績判定期間	令和n年4月1日～令和(n+5)年3月31日
-----	----------------	--------	------------------------

1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（注意事項参照）において5分の1以上であること。

各表のチェックを忘れずに！
※「✓」又は「○」

各欄が活動計算書の金額と一致するように作成する。
(※すべて5事業年度の合計額)

経常収入金額 (㉑ の金額)		実績判定期間の活動計算書における経常収益計と計上外収益計の合計額と一致する。	①	16,989,520 円
----------------	--	--	---	--------------

総収入金額		㊦	20,000,000 円
控除金額	国の補助金等の金額 (㉒欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㊦	1,000,000 円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊦	2,000,000 円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊦	0 円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊦	0 円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄の「()」)	㊦	0 円
	寄附者の氏名 (法人の名称) 等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄)	㊦	980 円
	寄附者の氏名 (法人の名称) 等が明らかなでない寄附金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑤欄)	㊦	9,500 円
休眠預金等交付金関係助成金 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄)		㊦	0 円
差引金額 (㊦-㊦-㊦-㊦-㊦-㊦-㊦-㊦)		㊦	16,989,520 円

寄附金等収入金額 (㉓ の金額)

第1表付表1の各欄から転記する。

受入寄附金総額 (付表1 (相対値基準・原則用) ④欄)		㊦	7,509,500 円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄)	㊦	300,250 円
	寄附者の氏名 (法人の名称) 等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄)	㊦	980 円
	寄附者の氏名 (法人の名称) 等が明らかなでない寄附金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑤欄)	㊦	9,500 円
	休眠預金等交付金関係助成金 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄)	㊦	0 円
差引金額 (㊦-㊦-㊦-㊦-㊦)		㊦	7,198,770 円
会費収入 (㉔欄と付表2 (相対値基準用) ④欄のうちいずれか少ない金額)		㊦	392,000 円
国の補助金等の金額 (㉔欄の金額を限度とする。)		㊦	0 円
合計金額 (㊦+㊦+㊦)		㊦	7,590,770 円

基準となる割合 (㉔÷㉑)

20%以上で基準適合。

③ 44.68%

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。)

「認定基準等チェック表」（第１表 相対値基準・原則用）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉞」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉟」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第１に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉟」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㊱」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㊲」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㊳」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㊴」～「休眠預金等交付金関係助成金㊵」、及び「受入寄附金総額㊶」～「休眠預金等交付金関係助成金㊷」の各欄	「第１表付表１（相対値基準・原則用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊸」欄	「差引金額㊹」欄と「第１表付表２（相対値基準用）㊺」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉟」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊹」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人ともたま会	実績判定期間	令和n年4月1日～令和(n+5)年3月31日
-----	----------------	--------	------------------------

1 実績判定期間（注意事項参照）における下欄③の㊦欄の金額に占める㊩欄の金額の割合（㊧欄）が、5分の1以上であること

各表のチェックを忘れずに！
※「✓」又は「○」

小規模法人の判定

1 実績判定期間の総収入金額 9,000,000 円
実績判定期間の月数 24 月 ×12 = ㊦ 4,500,000 円

800万円未満が小規模法人の条件の一つ

㊦が800万円未満である

はい 2 へ
いいえ 小規模法人の例計算・・・適用不可

2 実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者（役員、社員を除く。）の数が50人以上である

はい 小規模法人の特例計算・・・適用可 3 へ
いいえ 小規模法人の特例計算・・・適用不可

3 小規模法人の特例計算を適用する場合

※小規模法人の判定1、2を満たしている場合でも、原則用での申請も可。

全て2事業年度の合計額を記載する。

総収入金額	㊦	9,000,000 円
控除金額	国の補助金等の額（㊩欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㊧ 1,000,000 円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊨ 2,000,000 円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊪ 0 円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊫ 0 円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊬欄の「（ ）」）	㊭ 0 円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊮欄）	㊯ 0 円
差引金額（㊦－㊧－㊨－㊪－㊫－㊭－㊯）	㊰	6,000,000 円

第1表付表1の各欄から転記する。

受入寄附金総額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊱欄）	㊱	2,200,000 円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊲欄）	㊳ 300,250 円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊮欄）	㊴ 0 円
	差引金額（㊱－㊳－㊴）	㊵ 1,899,750 円
会費収入（㊲欄と付表2（相対値基準）㊴欄のうちいずれか少ない金額）	㊶	392,000 円
国の補助金等の金額（㊲欄の金額を限度とする）	㊷	0 円
合計金額（㊵＋㊶＋㊷）	㊸	2,291,750 円
基準となる割合（㊸÷㊰）	...	20%以上で基準適合。
	㊹	38.20%

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」（第 1 表 相対値基準・小規模法人用）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額㉞」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉟」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第 1 に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉟」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㊱」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㊲」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㊳」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㊴」、「休眠預金等交付金関係助成金㊵」、「受入寄附金総額㊶」、「一者当たり基準限度超過額の合計㊷」、「休眠預金等交付金関係助成金㊸」の各欄	「第 1 表付表 1（相対値基準・小規模法人用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊹」欄	「差引金額㊺」欄と「第 1 表付表 2（相対値基準用）㊻」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㊼」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊺」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1（相対値基準・原則用）

法人名	特定非営利活動法人ともたま会	実績判定期間	令和n年4月1日～令和(n+5)年3月31日
-----	----------------	--------	------------------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	①	寄付者名簿記載の寄附金合計額、及び⑤+⑥の合計額と一致する。	7,509,500 円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	②		0 円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額（(①-②)×10%））	③		750,950 円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額（(①-②)×50%））	④	小数点以下は切り捨てる。	3,754,750 円

2 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

①のうち寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金の額	⑤	9,500 円
---	---	---------

3 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については④）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①-②）
川越 太郎	理事	(300,000 円)	(300,000 円)	(0 円)
春日部 次郎	理事	(250,000 円)	(250,000 円)	(0 円)
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	⑥	(550,000 円)	(550,000 円)	(0 円)
⑥欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	⑦	①-⑤-⑥の①欄-④の①欄-①-④の金額を記載する。	⑧の①欄-③欄を記載する。	(0 円)
⑦欄以外の者	⑧	(6,949,020 円)	(6,648,770 円)	(300,250 円)
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	⑨	(980 円)		
休眠預金等交付金関係助成金	⑩	(0 円)		
合 計（⑥+⑦+⑧+⑨+⑩）	⑪	(7,500,000 円)		(300,250 円)

（注意事項）

①～③の各欄の「（ ）」には、遺贈（贈与者の死亡により効力発生する。）により受け入れた寄附金（遺贈受取人が取得した財産）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します。 なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」欄	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が 20 万円以上のものについて各人別に記載します。 役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。 また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が 20 万円以上のものに限ります。）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。	左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「役職」欄	役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄	特定公益増進法人（法人令 77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が 1 千円以上のものの合計額を記載します。	⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「⑩欄以外の者⑪」欄	上記⑩欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が 1 千円以上のものの合計額を記載します。	⑪欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「同一の者からの寄附金の額が 1 千円未満のものの合計額⑫」欄	同一の者からの寄附金の額が 1 千円未満のものの合計額を記載します。	

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）

法人名	特定非営利活動法人ともたま会	実績判定期間	令和n年4月1日～令和(n+5)年3月31日
1 基準限度額の計算			対価性のない、明らかに贈与と認められる寄附金等の合計額を記載する。
受 入 寄 附 金 総 額	①		2,200,000 円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	②		0 円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額（(①-②)×10%））	③		220,000 円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額（(①-②)×50%））	④	小数点以下は切り捨てる。	1,100,000 円

2 受入寄附金総額の内訳

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあっては④）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①-②）
川越 太郎	理事	() 300,000 円	() 300,000 円	() 0 円
春日部 次郎	理事	() 250,000 円	() 250,000 円	() 0 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	⑤	() 550,000 円	() 550,000 円	() 0 円
⑥欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額	⑥ 特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	⑦ ⑧-⑤の①欄-⑥の①欄-⑧の金額を記載する。	⑨ ⑨の①欄-③欄を記載する。	0 円
	⑥欄以外の者	⑩ 1,650,000 円	1,349,750 円	300,250 円
休眠預金等交付金関係助成金	⑪	0 円		同一者からの寄附金の合計額のうち、③を超える金額（基準限度超過額）を寄附者ごとに計算し、その合計額を記載する。
合 計（⑤+⑦+⑩+⑪）	⑫	() 2,200,000 円	()	⑬ 300,250 円

（注意事項）

①～③の各欄の「（ ）」には、遺贈（贈与者の死亡により受け入れた寄附金に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

①と一致する。

⑤、⑥、⑧、⑪の③欄の合計額を記載する。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・小規模法人用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します。 なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。 ④欄の金額は、①欄の金額に等しくなります（④＝①）。	受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。
「休眠預金等交付金関係助成金⑤及び⑥」欄	指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。	
「役員の氏名」欄	「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。 （注） 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。 なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。 また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。	左欄の（注）書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「役職」欄	役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄	特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。	⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。
「⑧欄以外の者⑨」欄	上記⑧欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。	⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。

第 1 表付表 1 (次葉)

法人名	特定非営利活動法人ともたま会	実績判定期間	令和n年4月1日～令和(n+5)年3月31日
-----	----------------	--------	------------------------

○ 役員からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額

[illegible]

(注意事項)

役員からの寄附金の合計額（20 万円以上）の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります（第 1 表付表 1（相対値基準・原則用）記載要領「役員の氏名欄」参照）。

小規模法人における役員からの寄附金の合計額（20 万円以上）の記載に当たっては、当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません（第 1 表付表 1（相対値基準・小規模法人用）記載要領「役員の氏名欄」参照）。

法人名	特定非営利活動法人ともたま会	実績判定期間	令和 n 年 4 月 1 日～令和 (n+5) 年 3 月 31 日
-----	----------------	--------	------------------------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基 準		基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている	会員規程〇条 正会員（個人）5,000 円/年 正会員（団体）30,000 円/年	はい・いいえ
ロ	社員（役員等を除く。）の数が 20 人以上である	社員名簿 31 人 定款又や会則等の規定から具体的に記載する。	はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

イ、ロの基準を満たしていない場合には、以下については記載不要。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社 員 の 会 費 の 額 の 合 計 額	①	400,000 円
共 益 的 活 動 の 割 合 （ 第 2 表 ③ 欄 ）	②	2.00%
① から 控 除 す る 金 額 （ ① × ② ）	③	8,000 円
差 引 金 額 （ ① − ③ ）	④	392,000 円

実績判定期間内に受け入れた
会費の額の合計額を記載する。
※入会金、未収会費は含まない。

第 2 表 ③ 欄と
一致する。

↓

第 1 表（相対値基準・原則用）⑦欄又は、
第 1 表（相対値基準・小規模法人用）⑧欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準口」欄		「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。 なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。 ② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部の社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人ともたま会		実績判定期間	令和n年4月1日～令和(n+5)年3月31日		
-----	----------------	--	--------	------------------------	--	--

1 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること

各表のチェックを忘れずに！
※「✓」又は「○」

✓

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定 期間内の 各事業年度	自	① n年4月1日	② (n+1)年4月1日	③ (n+2)年4月1日	④ (n+3)年4月1日	⑤ (n+4)年4月1日
	至	(n+1)年3月31日	(n+2)年3月31日	(n+3)年3月31日	(n+4)年3月31日	(n+5)年3月31日
年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

☒ 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。

☒ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。

☒ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記表がすべて「はい」の場合は、以下については記載不要。

☐ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数(※)	①	②	③	④	⑤	合計	
	98人	115人	103人	95人	118人	A	529人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	60月

実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数(※)

A

529人

× 12

=

105.8人

≥

100人

100人以上となっていることを確認する。

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日）となります。
 - チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です）。
 - なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数(※)の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

「認定基準等チェック表」（第 1 表 絶対値基準用）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	実績判定期間内の各事業年度を、「㉓」から「㉔」の各欄に記載します。 また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の寄附者の数（※）が 100 人以上である場合は下欄の「はい」、100 人未満である場合は「いいえ」に○をします。 なお、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の寄附者の数（※）が 100 人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください（確認後は、□に✓を記入してください。）。 実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年 3,000 円以上（※）の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。	寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。 イ 寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。 ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。 ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。
「年 3,000 円以上の寄附者の数」欄	実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が 3,000 円以上の寄附者の数（※）を、「㉓」から「㉔」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。	
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）

法人名	特定非営利活動法人ともたま会	チェック欄						
1 都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること		✓						
各表のチェックを忘れずに！ ※「✓」又は「○」								
【留意事項】								
1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限ります。								
2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。								
<table><tr><td>条例を制定した都道府県又は市区町村</td><td>××県</td></tr><tr><td>条 例 指 定 年 月 日</td><td>令和〇年〇月〇〇日</td></tr></table>			条例を制定した都道府県又は市区町村	××県	条 例 指 定 年 月 日	令和〇年〇月〇〇日		
条例を制定した都道府県又は市区町村	××県							
条 例 指 定 年 月 日	令和〇年〇月〇〇日							
<table><tr><td>条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある</td><td>はい・いいえ</td><td>事務所所在地</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>××県△△市◎◎1-1-1</td></tr></table>			条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地			××県△△市◎◎1-1-1
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地						
		××県△△市◎◎1-1-1						
※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）を添付する。								
登記事項証明書に記載された主たる事務所又は従たる事務所の所在地と一致しているか確認する。								

【記載要領】

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「条例を制定した都道府県又は市区町村」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。	
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
「条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある」欄	該当する方に○をします。	「いいえ」の場合は、他のパブリック・サポート・テスト基準（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。	

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人ともたま会	チェック欄
-----	----------------	-------

2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合 各表のチェックを忘れずに！
※「✓」又は「○」 ✓

イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

すべての事業活動に係る金額等

実績判定期間

① (指標 事業費の額) 15,000,000 円

実績判定期間 5 事業年度分の活動計算書「事業費」額の合計額を記載する。

①のうちイ～ニの活動に係る金額等

② 300,000 円

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	300,000 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	0 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円
合 計 ((①)+(②)+(③)+(④)+(⑤))		⑥	300,000 円

基準となる割合 (②÷①)

③ 2.00%

小数点以下第 3 位を切り捨てる。

「認定基準等チェック表」(第2表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。 また、算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「④～⑥」各欄共通事項	「④～⑥」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「④～⑥」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	この表において「特定の地域」とは、一の市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）

法人名	特定非営利活動法人ともたま会		チェック欄																							
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合		各表のチェックを忘れずに！ ※「✓」又は「○」	✓																							
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。） ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動																										
条例個別指定法人の場合、地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動は除外される。 すべての事業活動に係る金額等		実績判定期間 ① (指標 事業費の額) 15,000,000 円	② 300,000 円																							
①のうちイ～ニの活動に係る金額等		③ 2.00%																								
実績判定期間5事業年度分の活動計算書「事業費」額の合計額を記載する。																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; text-align: center;">イ</td> <td style="width: 55%;">会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: right;">300,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハ</td> <td>特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">④</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ニ</td> <td>特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td style="text-align: center;">⑥</td> <td style="text-align: right;">300,000 円</td> </tr> </table>				イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	0 円	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	300,000 円	ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	0 円	ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円	ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円	合 計 (①+②+③+④+⑤)		⑥	300,000 円
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	0 円																							
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	300,000 円																							
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	0 円																							
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円																							
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円																							
合 計 (①+②+③+④+⑤)		⑥	300,000 円																							
基準となる割合 (②÷①) ③ 2.00%																										
会員に限定したセミナー・講習会・会議等に係る事業費の合計額を記載する。 小数点以下第3位を切り捨てる。																										

「認定基準等チェック表」（第2表 条例個別指定法人用）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～⑥」各欄共通事項	「①～⑥」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～⑥」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等③」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動（対価を得ないで行われるもの等を除きます。）に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人・団体にあっては、その名称）が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等④」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動（以下の①及び②に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。）に対する助成	
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑤」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動（以下の①、②及び③に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動（特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。）に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑥」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑦」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ともたま会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		各表のチェックを忘れずに！ ※「✓」又は「○」 ✓

イ

項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの	割 合	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
	①	②	③	④	⑤
① 年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
② 年 月 日～ 年 月 日	人			人	%
③ 年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④ 年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤ 年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時	9 人	2 人	22.2%	2 人	22.2%

⑥ 申請時欄も忘れずに記入する。役員状況から転記

「親族等」や「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数の割合が役員の3分の1以下でなければならない。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、省略することができます。

申請時欄に忘れずに○をつける。

第3表（次葉）

ハ

項 目	「はい」の場合、 監査証明書を添付する。	①	②	③	④	⑤	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

外部監査を意味する。法人監事による内部監査ではない。

⑥ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は「はい」の場合、第3表付表2「帳簿組織の状況」により、帳簿書類を明確にする。

申請時欄に忘れずに○をつける。

二

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、省略することができます。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「①」から「⑤」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	①	②	③	④	⑤	申 請 時
役 員 数	人	人	人	人	人	9 人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数			人	人	人	2 人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	人	人			人	2 人

申請時以外の欄は記載不要。

役員の内訳の「続柄等」を(1)(2)に振り分ける。
※最も人数が多いグループで判定し、複数のグループがある場合でも合算しない。

実績判定期間内に在籍していた役員について記載する。

役員 の 内 訳

申請時欄には忘れずに○をつける。

氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況					申 請 時	就任・退任 年月日
				①	②	③	④	⑤		
埼玉 一郎	埼玉県越谷市1-2-3	理事長							○	就任 2014. 4. 28
川越 太郎	埼玉県川越市1-2-3	理事	特定非営利活動法人「〇〇」理事						○	就任 2014. 4. 28
春日部 次郎	埼玉県春日部市1-2-3	理事							○	就任 2014. 4. 28
埼玉 愛子	埼玉県越谷市1-2-3	理事	理事長の妻						○	就任 2014. 4. 28
草加 四郎	埼玉県草加市1-2-3	理事	特定非営利活動法人「〇〇」理事						○	就任 2014. 4. 28
浦和 花子	さいたま県さいたま市浦和区1-2-3	理事								就任 2014. 4. 28 退任 20XX. 6. 30
鷺宮 五郎	埼玉県鷺宮町1-2-3	理事							○	就任 2024. 7. 1
坂戸 時子	埼玉県坂戸市1-2-3	理事							○	就任 2024. 7. 1
羽生 六郎	埼玉県羽生市1-2-3	監事							○	就任 2014. 4. 28
本庄 友子	埼玉県本庄市1-2-3	監事							○	就任 2014. 4. 28

申請時以外の欄は記載不要。

申請年度の途中で退任した場合には「○」を記載しない。

当該事業年度に役員として在籍したすべての者を記載する。
(事業年度途中退任者も含む)

親族等の続柄、特定の法人における役職等を記載する。

初めて就任した年月日及び退任した年月日を記載する。

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、省略することができます。

「役員の状況」 第 3 表付表 1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉞」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉔」から「㉞」については、認定基準等チェック表（第 3 表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉞」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の 50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

直前の役員報酬規程から
変更がなければ省略可能。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ともたま会		
		会計ソフト等を使用している場合はソフト名を記載する。	
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（〇〇）使用 ドッチファイル	随時	7年
現金出納帳	会計ソフト（〇〇）使用 フラットファイル	随時	7年
仕訳帳	ドッチファイル	随時	7年
収入・支出・振替伝票	フラットファイル	随時	7年
領収書（控え）	フラットファイル	随時	7年
寄附者名簿	フラットファイル	随時	7年
給与・賃金台帳	給与計算ソフト（△△） 使用 フラットファイル	毎月	7年

《参考》認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 Q&A 抜粋

（問29）経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

（答）青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について、その具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと。
- ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること。
- ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること。
- ④ たな卸表を作成すること。
- ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること。
- ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること。

（注）NPO 法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。

・ 「記帳の時期」欄は、「毎月」「随時」のいずれかに記載します。

・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がない場合は、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人ともたま会					チェック欄																																			
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てること						各表のチェックを忘れずに！ ※「✓」又は「○」 ✓																																			
イ <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>						項 目	①	②	③	④	⑤	申請時	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	申請時欄には忘れずに○をつける。							
項 目	①	②	③	④	⑤	申請時																																			
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																			
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																			
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																			
ロ <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>						項 目	①	②	③	④	⑤	申請時	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	イ・ロ欄は申請時以外の欄は記載不要。
項 目	①	②	③	④	⑤	申請時																																			
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																			
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																			
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																			
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																			

（注意事項）

- ・「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、省略することができます。

ハ

項 目	実績判定期間
事業費の総額	① 15,000,000 円
特定非営利活動に係る事業費の額	② 15,000,000 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③ 100%

第2表「すべての事業活動に係る金額等」と一致する。事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

その他の事業に係る金額は含まれない。

使用した指標	単位
活動計算書	円

80%以上で基準を満たす。

算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目	実績判定期間
受入寄附金総額	① 7,509,500 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	② 7,509,500 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③ 100%

寄附者名簿及び第1表付表1 ㊦欄に記載の寄附金総額と一致する。

受入寄附金総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載する。

70%以上で基準を満たす。

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

勘定科目	金額
	円

実績判定期間中の事業費に算入した特定資産がある場合、貸借対照表上の科目名及び金額を記入する。

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第４表）記載要領

項 目		記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通		該当する一方を「○」で囲みます。 「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	第４表付表１及び２を記載し添付してください。 なお、当該「@」から「©」については、認定基準等チェック表（第３表）のイに記載する各期間（「@」から「©」）を示したものです。
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㊸欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第１表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「㊸」欄の金額を転記します。	
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。	
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が 100%を超える場合は、100%と記載します。	

（注意事項）

- ・ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ・ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄に加え、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にも算入できます。

法人名 特定非営利活動法人ともたま会

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は役員の場合、理事又は監事と三親等以内の親

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（口を除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与 の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
埼玉 一郎	理事		報酬	n 年 4 月 1 日～ (n+5) 年 7 月 19 日	2,000,000 円
浦和 咲子	社員	浦和理事の子	報酬	n 年 4 月 1 日～ (n+5) 年 7 月 19 日	1,500,000 円
浦和 咲子	社員	浦和理事の子	給与	n 年 4 月 1 日～ (n+5) 年 7 月 19 日	1,200,000 円
職員 A	職員	寄附者	給与	n 年 4 月 1 日～ (n+5) 年 7 月 19 日	1,200,000 円
職員 10 名	職員	社員	給与	n 年 4 月 1 日～ (n+5) 年 7 月 19 日	12,000,000 円
寄附者である職員、社員である職員が複数人いる場合は、まとめて記載可能。					
イの支給期間等・口の集計期間は実績判定期間の開始日から申請日までを記載する。					

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	n 年 4 月 1 日～ (n+5) 年 7 月 19 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
24 人	4,680,000 円

（注意事項）

- ・「役員等に対する報酬等提出書類）の提出時には記載
- ・認定の有効期限について、省
- ロ：実績判定期間内に給与又は賃金を支給した職員の総数と総額を記載する。
- ※イに記載した職員の総数・給与金額は含まない。
- ・職員に含まれるもの：パート、アルバイト、契約職員、役員の使用人部分。
- ・職員の総数は延べ人数を記載する。（当該事業年度において1人の従業員が継続して勤務して給与の支給を受けた場合は1名）

イとロの支給金額の合計額は活動計算書の給与額と一致する。
（交通費・法定福利費・福利厚生費は除く）

法 人 名	特定非営利活動法人ともたま会																																																										
1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。 （注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 以下は、実績判定期間の開始日から申請日までの期間について記載する。 (1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。） <table border="1"><thead><tr><th>取引先の氏名等</th><th>法人との関係</th><th>譲渡資産の内容</th><th>譲渡年月日</th><th>譲渡価格</th><th>その他の取引条件等</th></tr></thead><tbody><tr><td>川越 太郎</td><td>理事</td><td>中古軽自動車買取</td><td>令和n年 7月15日</td><td>50,000円</td><td>現状渡し</td></tr><tr><td>小川 良子</td><td>社員</td><td>中古パソコン売払い</td><td>令和(n+4)年 3月15日</td><td>5,000円</td><td>残存価格 5,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr></tbody></table> 記載例の他、土地、建物、書籍等の譲渡が該当する。 (2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。） <table border="1"><thead><tr><th>取引先の氏名等</th><th>法人との関係</th><th>貸付資産の内容</th><th>貸付年月日</th><th>対価の額</th><th>その他の取引条件等</th></tr></thead><tbody><tr><td>春日部 次郎</td><td>理事</td><td>借入金</td><td>令和n年 7月1日～</td><td>200,000円</td><td>返済予定日 令和(n+7)年9月</td></tr><tr><td>鈴木 七郎</td><td>理事</td><td>自動車のリース契約</td><td>令和(n+2)年 11月1日～</td><td>200,000円</td><td></td></tr><tr><td>渡辺 幸子</td><td>社員</td><td>事務所の賃貸借契約</td><td>令和n年 4月1日 ～ 令和(n+3)年 3月31日</td><td>108,000円</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr></tbody></table> 理事、社員等を記載する。						取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等	川越 太郎	理事	中古軽自動車買取	令和n年 7月15日	50,000円	現状渡し	小川 良子	社員	中古パソコン売払い	令和(n+4)年 3月15日	5,000円	残存価格 5,000円					円		取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等	春日部 次郎	理事	借入金	令和n年 7月1日～	200,000円	返済予定日 令和(n+7)年9月	鈴木 七郎	理事	自動車のリース契約	令和(n+2)年 11月1日～	200,000円		渡辺 幸子	社員	事務所の賃貸借契約	令和n年 4月1日 ～ 令和(n+3)年 3月31日	108,000円						円	
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等																																																						
川越 太郎	理事	中古軽自動車買取	令和n年 7月15日	50,000円	現状渡し																																																						
小川 良子	社員	中古パソコン売払い	令和(n+4)年 3月15日	5,000円	残存価格 5,000円																																																						
				円																																																							
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等																																																						
春日部 次郎	理事	借入金	令和n年 7月1日～	200,000円	返済予定日 令和(n+7)年9月																																																						
鈴木 七郎	理事	自動車のリース契約	令和(n+2)年 11月1日～	200,000円																																																							
渡辺 幸子	社員	事務所の賃貸借契約	令和n年 4月1日 ～ 令和(n+3)年 3月31日	108,000円																																																							
				円																																																							

（注意事項）

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、省略することができます。
- ・NPO法人が譲渡、貸付け、役務の提供を受ける場合を含みます。

第4表付表2（次葉）

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
埼玉 愛子	役員	〇〇事業 講師謝金	令和n年 9月5日	3,000円	講師謝礼支払 規定による
田中 八郎	社員	△△事業 委託契約料	令和(n+3)年 4月1日 ～ 令和(n+5)年 3月31日	2,000,000円	業務委託契約 書による
浦和 咲子	社員	ホームページ 年間維持手数料	令和n年 4月1日 ～ 令和(n+5)年 3月31日	50,000円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

該当がない場合には、
「なし」と記載する。

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
特定非営利活動法人◎◎	埼玉県〇〇市〇〇町 〇-〇〇-〇	50,000円	令和n年9月15日	震災復興支援
NGO国際協力□□□	埼玉県〇〇市〇〇町 〇-〇〇-〇	50,000円	令和(n+3)年2月5日	飢餓撲滅支援

実績判定期間内に支出した寄附金（義援金、助成金含む）について記載する。

(注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人ともたま会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		各表のチェックを忘れずに！ ※「✓」又は「○」
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		実績判定期間において役員報酬規程等提出書を所轄庁に提出している場合、第5表は認定更新時には省略可能。
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同	意
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、省略することができます。

「認定基準等チェック表」（第５表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。
「ホ」欄		③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

認定基準等チェック表 （第 6、7、8 表）

法人名	特定非営利活動法人ともたま会
-----	----------------

認定基準等チェック表 （第 6 表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第 29 条の規定により所轄庁に提出の有無	チェック欄 ☒										
特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無											
第 6 表は認定更新時には記載不要。											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">①</td> <td style="width: 20%;">②</td> <td style="width: 20%;">③</td> <td style="width: 20%;">④</td> <td style="width: 20%;">⑤</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> </table>	①	②	③	④	⑤	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
①	②	③	④	⑤							
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無							

認定基準等チェック表 （第 7 表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ☒												
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">①</td> <td style="width: 20%;">②</td> <td style="width: 20%;">③</td> <td style="width: 20%;">④</td> <td style="width: 20%;">⑤</td> <td style="width: 20%;">申請時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> </table>	①	②	③	④	⑤	申請時	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
①	②	③	④	⑤	申請時								
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無								
⑨ 認定基準等チェック表（第 7 表）は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）提出時に記載及び添付する必要があります。													
申請時欄にも忘れずに○をつける。													

認定基準等チェック表 （第 8 表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること	チェック欄 ☒					
第 8 表は認定更新時には記載不要。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業年度</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">設立年月日</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>	事業年度		設立年月日			
事業年度		設立年月日				

（注意事項）

- ・ 法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第 6 表及び第 8 表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第 6 表及び第 8 表）の記載の必要はありません。また、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、省略することができます。

「認定基準等チェック表」（第 6 表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「©」については、 認定基準等チェック表（第 3 表）のイに記載する各期間 （「@」から「©」）を示したものです。

「認定基準等チェック表」（第 7 表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「©」については、 認定基準等チェック表（第 3 表）のイに記載する各期間 （「@」から「©」）を示したものです。

「認定基準等チェック表」（第 8 表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日に記載します。	

欠格事由チェック表

法人名		特定非営利活動法人とたたま会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができない。 ※「✓」又は「○」			✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2)			
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人			
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人			
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります ^(注3) ）。			
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人			
6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	☒ はい・ ☐ いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名 特定非営利活動法人ともたま会

寄附金を充当する予定の事業について、申請日時点で予定している範囲で記載する。

事業名	具体的な事業内容	実施予定年 月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
〇〇の推進、普及啓発活動	〇〇に係る講師派遣、チラシ配布、HP の運営	通期	埼玉県内	15 人	〇〇事業に関心のある会員、一般市民多数	10 万円
△△に関する教育事業	××地域の小学生を対象に、△△に関する講演会を実施	年 3 回	地区センターなど	各 5 人	近隣の小学生 各回約 80 名程度	80 万円
◎◎啓発活動	月に一度、◎◎に関するイベントを実施	毎月	法人事務所	各 5 人	◎◎事業に関心のある会員、一般市民 各回約 30 名程度	60 万円

定款の事業名どおりに記載する。

実施予定年月日は、将来の日付又は「通年」「年〇回」等を記載する。